

(素案) 2020/8/12.ver

第六次須坂市総合計画・前期基本計画（2021-2030）

須坂みらいチャレンジ 2030

「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

(表紙裏)

■計画の愛称について

2030 年を目指し、市民・企業・活動団体のみなさんとともに、須坂市のよりよい未来づくりのために、ともにチャレンジしたいという思いを込めて、第六次須坂市総合計画の愛称を「須坂みらいチャレンジ 2030」としました。

目次

第1部 総合計画の概要.....	1
1. 総合計画策定の背景.....	1
2. 総合計画策定の役割と位置づけ	1
3. 計画の策定方針と策定方法.....	1
4. 計画の構成・期間と進行管理.....	2
第2部 基本構想.....	3
1. わがまち「須坂」の魅力と特徴	3
① 豊かな自然と暮らしが両立しています	3
② 本格的な少子高齢社会のなか、人口を維持しています.....	4
③ 子育て世代に選ばれています.....	5
④ 農業をはじめとする産業がバランス良く発達しています	6
⑤ 市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、元気な高齢者が活躍しています.....	7
⑥ 地域活動が活発で、人と人とのつながりが維持されています.....	7
⑦ 市民が愛着と住みやすさを感じています.....	8
2. 2030年への展望～未来に起こりうる変化と目指すシナリオ	10
3. 将来像.....	11
(1) 将来像に込めた思い.....	11
(2) 目標人口の考え方	12
4. まちづくりの基本的な視点.....	13
(1) チャレンジ指針（まちづくりの基本指針）	13
(2) 4者共創によるまちづくり	14
(3) 国際目標「SDGs（エス・ディ・ジーズ）」や経営指標「ESG」との関連	
15	
5. 基本目標（分野別総合政策）	16
6. 土地利用に関する基本構想.....	18
(1) 土地利用の基本理念.....	18
(2) 土地利用の基本方針.....	18
(3) 利用区分別の土地利用の基本的方向	19
(4) 地区別土地利用構想.....	20
7. 須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	22
⑧ まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	22
⑨ 総合計画（前期基本計画 前期重点プロジェクト）と総合戦略の関係性	22
⑩ 総合戦略における重点戦略（重点プロジェクト項目）	22

⑪ 須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（前期重点プロジェクト）	24
第3部 前期基本計画	28
1. 施策体系図	28
2. 前期基本計画の構成	29
3. 施策の展開	30
基本目標1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	30
基本施策1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	30
基本目標2 健康で健やかに暮らせるまち	35
基本施策2 健康長寿のまちづくり	35
基本施策3 みんなで支えあう福祉のまちづくり	35
基本目標3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	35
基本施策4 安心して子育てができるまちづくり	35
基本施策5 次代を担う人材を育むまちづくり	35
基本目標4 一人ひとりが学び、高め合うまち	36
基本施策6 主体的に学び合うまちづくり	36
基本施策7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	36
基本目標5 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち	36
基本施策8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	36
基本施策9 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	36
基本施策10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	37
基本目標6 活力と賑わいのある自立したまち	37
基本施策11 多様な産業の活力あふれるまちづくり	37
基本施策12 交流とにぎわいのあるまちづくり	38
基本目標7 市民とともにつくる持続可能なまち	38
基本施策13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり	38
基本施策14 共創の活力にみちたまちづくり	38
4. 国土強靱化	39
(1) 国土強靱化の概要	39
(2) 国土強靱化にかかる基本目標	40

第 1 部 総合計画の概要

1. 総合計画策定の背景

総合計画は、長期的な展望に基づいて須坂市が目指す将来像を描き、その実現に向けてどのような行政経営を行っていくかを取り決める最上位の計画です。第五次総合計画が令和 2 年度で終了するため、新たな 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）のまちづくりの羅針盤となる第六次総合計画を策定しました。

前回の計画策定から 10 年が経過し、本市を取り巻く状況はさらに大きく変化し続けています。わが国が本格的な少子高齢時代を迎えるなか、次の 10 年は人口減少をいかに最小限に抑え、まちを維持するかが重要な課題となります。また、新型コロナウイルスや気候変動による大災害など、新たな脅威に柔軟に対応していくことも必要です。

こうした厳しい時代ではありますが、本市には先人が築いてきた有形無形の資産があります。これらの地域の宝を大切に継承し、ときには時代変化に応じて進化させながら、須坂市らしさを磨いていくことが重要です。

2. 総合計画策定の役割と位置づけ

総合計画は、行政経営の羅針盤となるものですが、多様化し複雑化する地域課題に対応するには、行政の事業だけでは限界があります。このため、本計画には、行政と市民、企業、活動団体のみなさんが取り組む共創のまちづくり指針という側面も持たせています。

また、本計画は、人口減少抑制策、地方創生政策に戦略的に取り組むため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」および、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化地域計画」（以下、「強靱化計画」という。）を統合し、一体的に策定を行っています。

3. 計画の策定方針と策定方法

第六次総合計画は、次の基本的な考え方にに基づき、以下の手法を用いて策定しました。

策定方針	策定手法
①市民とともにつくる計画	・ 市民意識調査等の実施による民意の反映
②未来起点からの発想	・ 過去起点ではなく未来起点の発想手法（バックキャストリング）の採用による計画検討
③メリハリのある計画	・ 地域資源を有効に投入するため、重点的に取り組むべき事項を明確化

④共創のまちづくり	・ 行政・市民・企業・活動団体が協働で取り組む共創のまちづくりの方向性を示し、それぞれの立場に期待される役割を明確化
-----------	--

4. 計画の構成・期間と進行管理

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成し、それぞれの計画期間は以下の通りです。

- 基本構想（将来像・基本目標）：10年（R3年～R12年）
- 基本計画（基本施策・施策）：5年（前期基本計画R3年～R7年／後期基本計画R8年～R12年）／総合戦略部分（地方創生施策）：5年（R3年～R7年）
- 実施計画（事務事業）：3年（1年ごとに評価・見直し）

基本構想、基本計画・総合戦略は計画期間に合わせ、見直し評価を行います。実施計画と総合戦略（重点プロジェクト）については、事務事業の行政評価の仕組みと連動させ、毎年PDCAサイクルにより進捗評価を行います。

総合計画の進捗評価のサイクル

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
総合戦略	総合戦略（5年間）					総合戦略（5年間）				
実施計画	実施計画（R3～5）									
		実施計画（R4～6）								
			実施計画（R5～7）							
	実施計画は1期3年で毎年見直し									
行政評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合戦略評価	○	○	○	○	○ 見直し	○	○	○	○	○ 見直し
基本計画の評価			○ 中間評価		○ 次期策定			○ 中間評価		○ 次期策定

第2部 基本構想

1. わがまち「須坂」の魅力と特徴

長い時間をかけて形成されてきたわがまち「須坂」には、10年後も守り、残していきたい有形・無形の資産がたくさんあります。ここでは、地理的条件や各種統計データ等からまちの魅力や特徴を振り返ります。

① 豊かな自然と暮らしが両立しています

◎地理的に有利な立地

須坂市は、千曲川を挟んで県庁所在地の長野市に隣接し、長野駅への交通アクセスにも恵まれています。東京都心からは新幹線と私鉄長野電鉄を利用して2時間弱、自動車でも練馬ICから須坂長野東ICまで約2時間30分など、都市部からの移住地にも適しています。



◎特色ある自然・景観と農ある暮らし

上信越高原国立公園に属する「峰の原高原」、花の百名山「根子岳」、長野県内最大級レンゲツツジとエゾリンドウの群生地「五味池破風高原」、日本の滝百選「米子大瀑布」、国立公園から流れ出る河川によって形成された扇状地と千曲川により形成された沖積地の美しい田園風景が広がっています。

肥沃な土壌や気候条件などに恵まれ、本市では農業が盛んです。特に降水量が少なく昼夜の寒暖差が大きいため、果樹栽培に適しており、果樹園が広がる風景は本市の特徴ある景観の一部となっています。



◎歴史と文化を感じられる街並みや公園

東日本最古最大級の積石塚古墳「八丁鎧塚古墳」、豪商の館田中本家博物館、歴史的建造物と産業遺産、本多静六林学博士設計の日本さくら名所100選・日本の名松100選の臥竜公園などがあります。

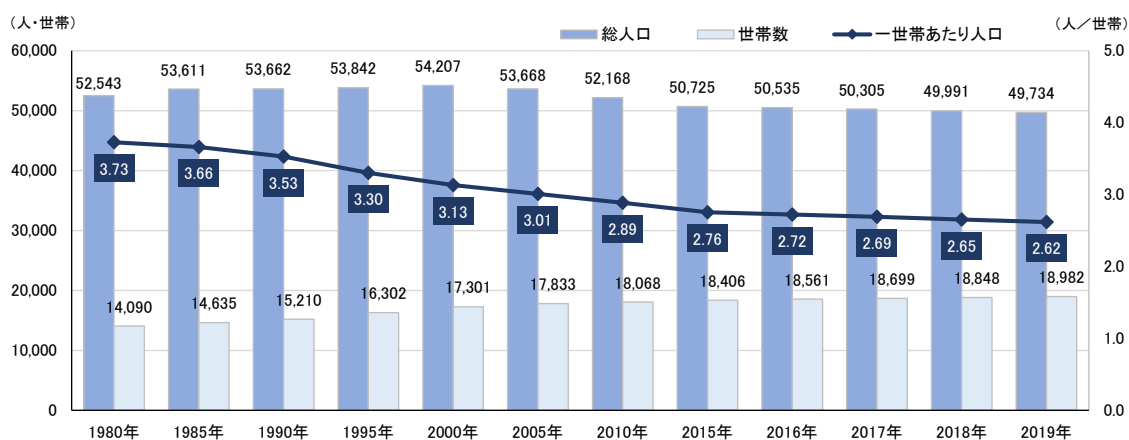


② 本格的な少子高齢社会のなか、人口を維持しています

わが国は本格的な人口減少時代を迎えています。須坂市の総人口は2000年にピークを迎え、以後は減少局面に入りましたが、近年は約5万人程度を維持し続けています。

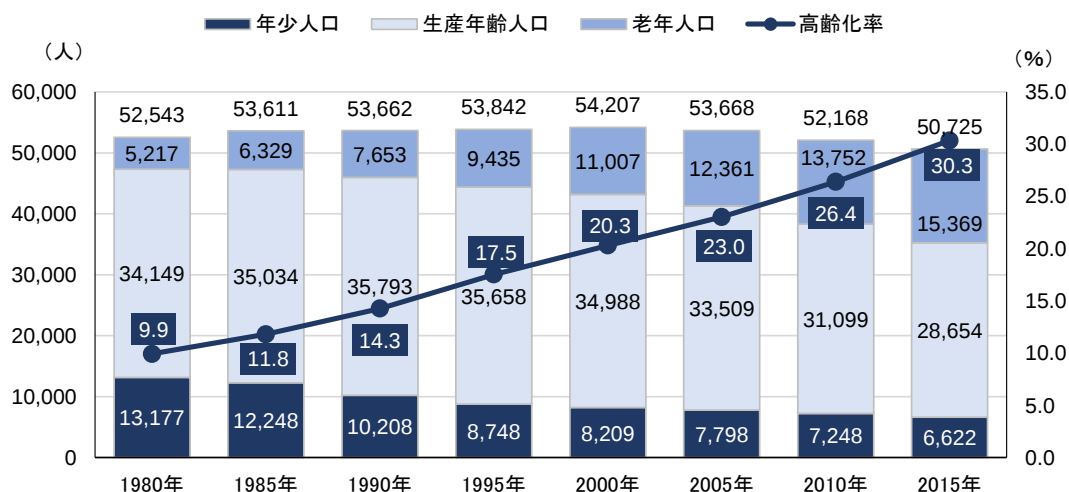
人口構成をみると、年少人口（0歳～15歳未満）、生産年齢人口（15歳～65歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。高齢化は進みますが、経験豊かな高齢者がいきいきと地域で活躍し、若者世代に知恵や伝統を受け継いでいく本市の良さはこれからも引き継いでいく必要があります。

人口と世帯数の推移



出典：1980～2015年：総務省「国勢調査」2016～2019年：長野県毎月人口異動調査(10月1日時点)

年齢区分別の人口推移



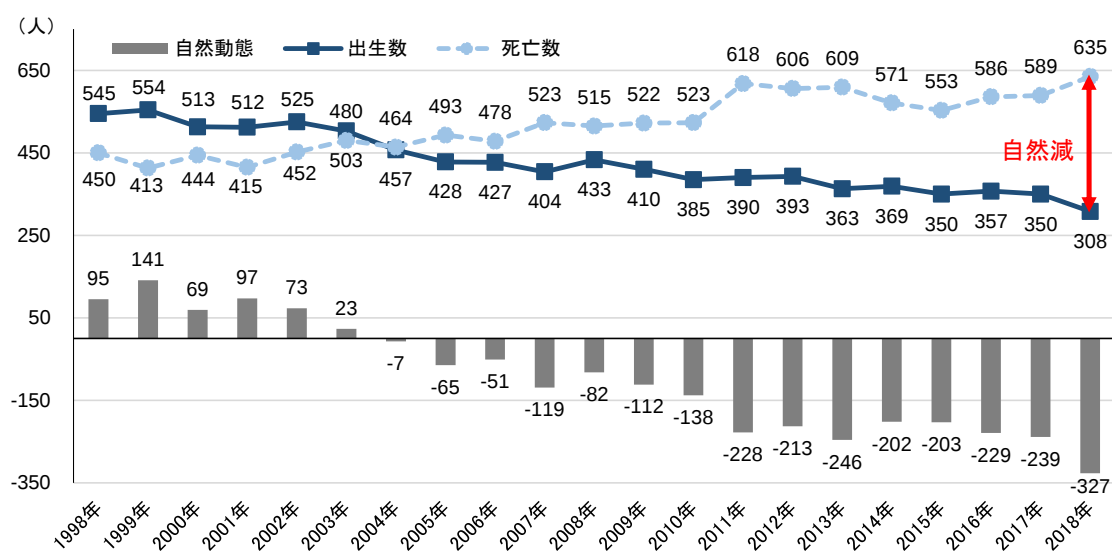
出典：総務省「国勢調査」

③ 子育て世代に選ばれています

自然動態（出生と死亡）は2004年を境に出生数を死亡数が上回り、自然減の状況が続いています。一方、社会動態（転入と転出）は長年、市外への転出超過が続いていましたが、近年は転入と転出がほぼ均衡し、2018年にはわずかに転入が上回っています。

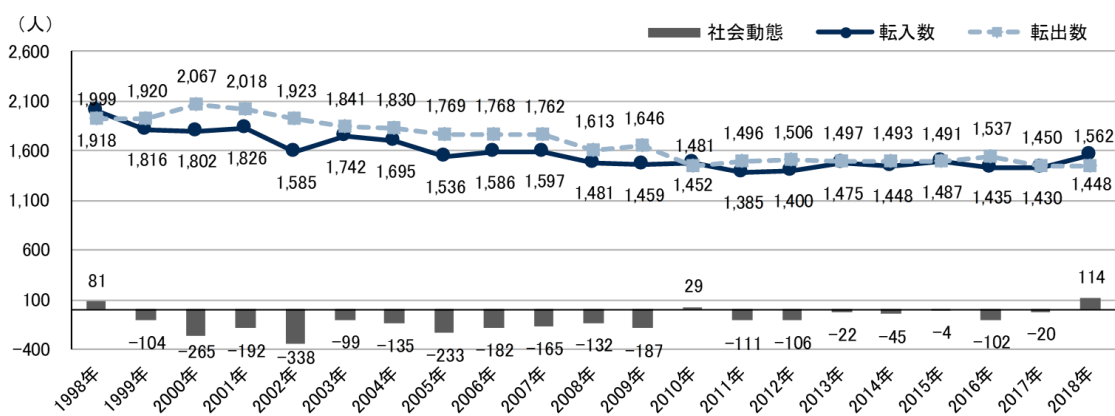
年齢階級別の転入・転出の状況をみると、10代後半から20代前半にかけて大きく転出超過となっており、進学や就職で市外に出る若者が多いことがわかります。逆に20代後半では転入超過となり、以降の子育て世代ではマイナスになっていません。就職や結婚、子育てのタイミングで本市にU・Iターンする人が多いことを示しており、子育て世代に選ばれています。

自然動態の推移



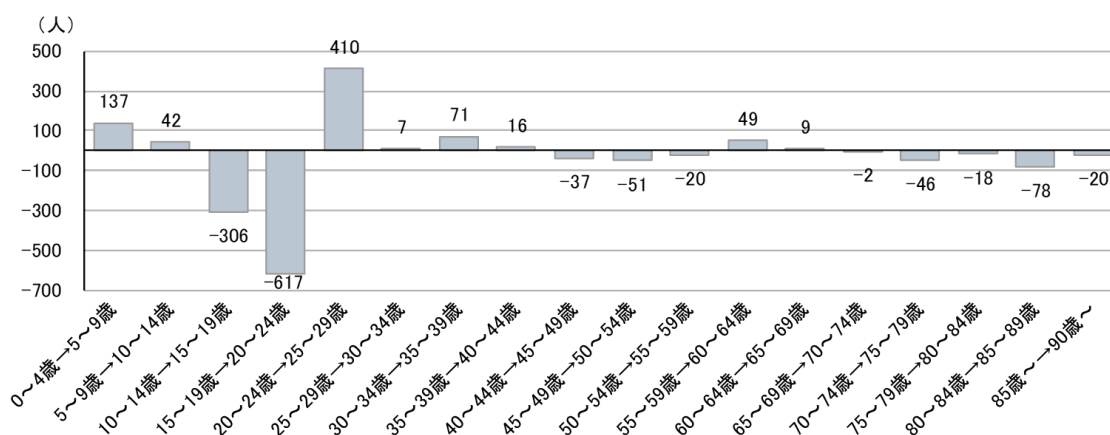
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

社会動態の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

年齢階級別の転入・転出超過数（2010年～2015年）

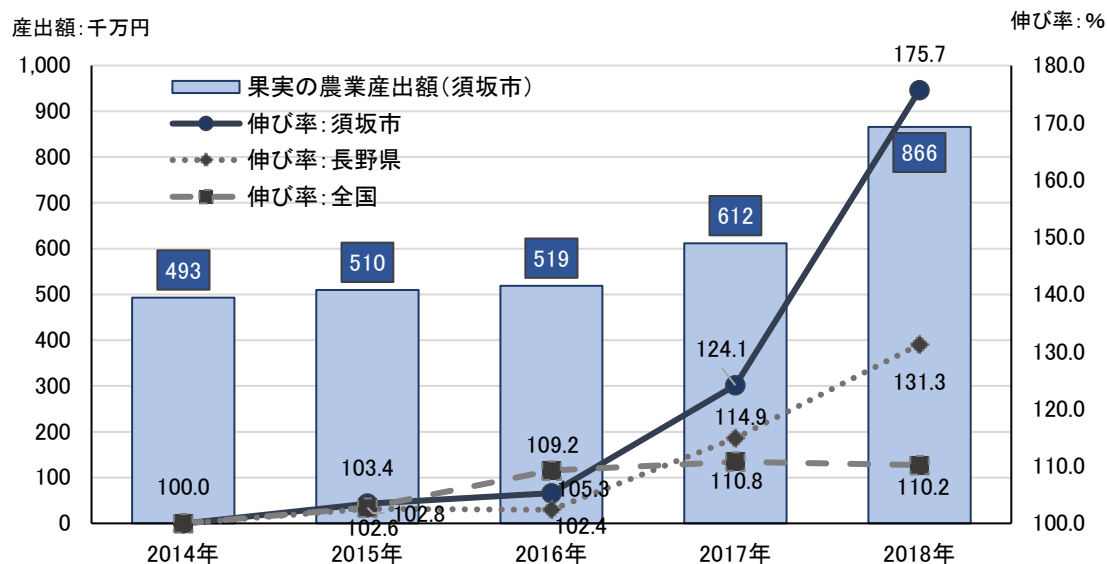


出典：内閣府「REASAS」2010年～2015年データを活用

④ 農業をはじめとする産業がバランス良く発達しています

本市には農業をはじめ、製造業や卸売・小売業、各種サービス業、医療・福祉など、バランスよい産業構造を持っているまちといえます。特に、農業においては、進取の気性に富む農業者により生産される桃、ぶどう、りんごなどの果物の農業産出額が増加しており、全国有数の果物王国を築いています。

農業産出額（果実）の推移

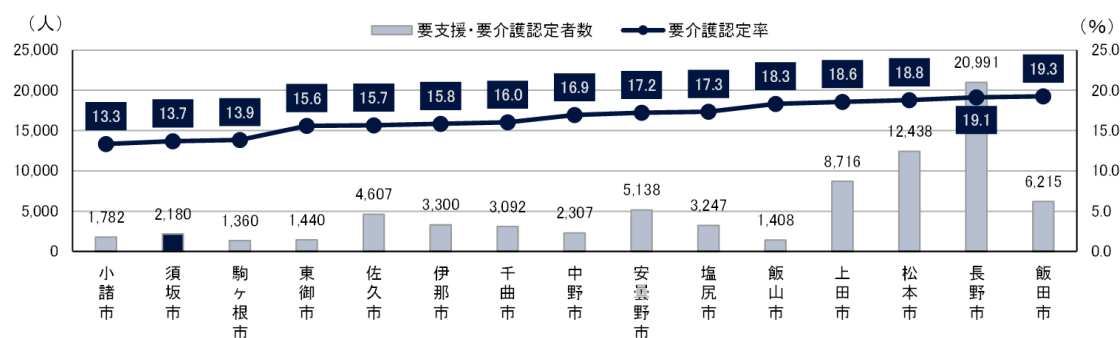


出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

⑤ 市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、元気な高齢者が活躍しています

須坂市は「保健補導員制度」発祥の地として知られ、地域の女性からなる保健補導員を中心に、市民の健康増進活動が熱心に行われてきました。そうした地道な健康づくり活動の積み重ねに加え、須高地域で形成する地域医療・福祉・介護の安全・安心ネットワークの構築や介護予防へのいち早い継続的な取組みにより、県内 19 市と比較して介護認定率、介護保険料とも低い水準となっています。

要介護認定率と要支援・要介護認定者数の 19 市比較（2019 年）

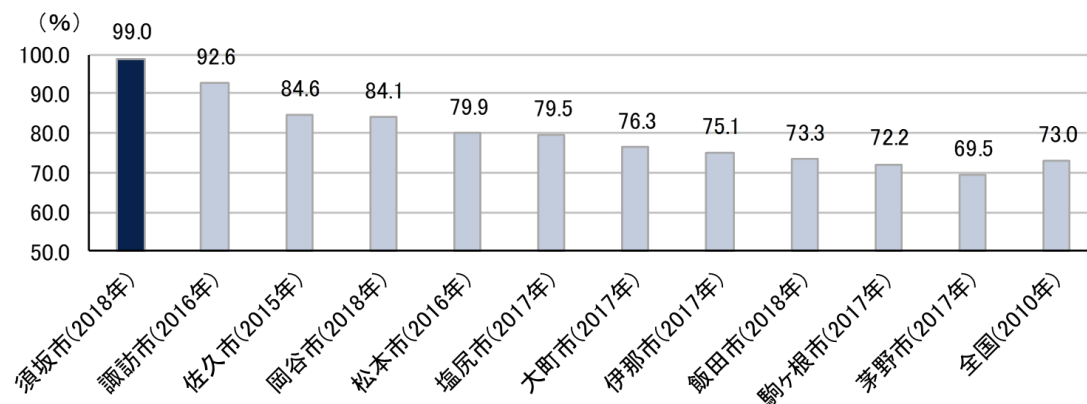


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報（暫定版）」2019 年 1 月末

⑥ 地域活動が活発で、人と人とのつながりが維持されています

自治会加入率の高さが表すように、本市は地域活動が盛んな歴史があり、それを支える地域のつながりが現在も保たれています。代表的な地域自治の取組として、住民と市が協働して道路などを整備する手作り普請協働事業、全自治会に設置されている要援護者の見守り組織「新・地域見守り安心ネットワーク」、子どもたちの見守りをする「地域安全サポーター」活動などが行われています。

自治会加入率

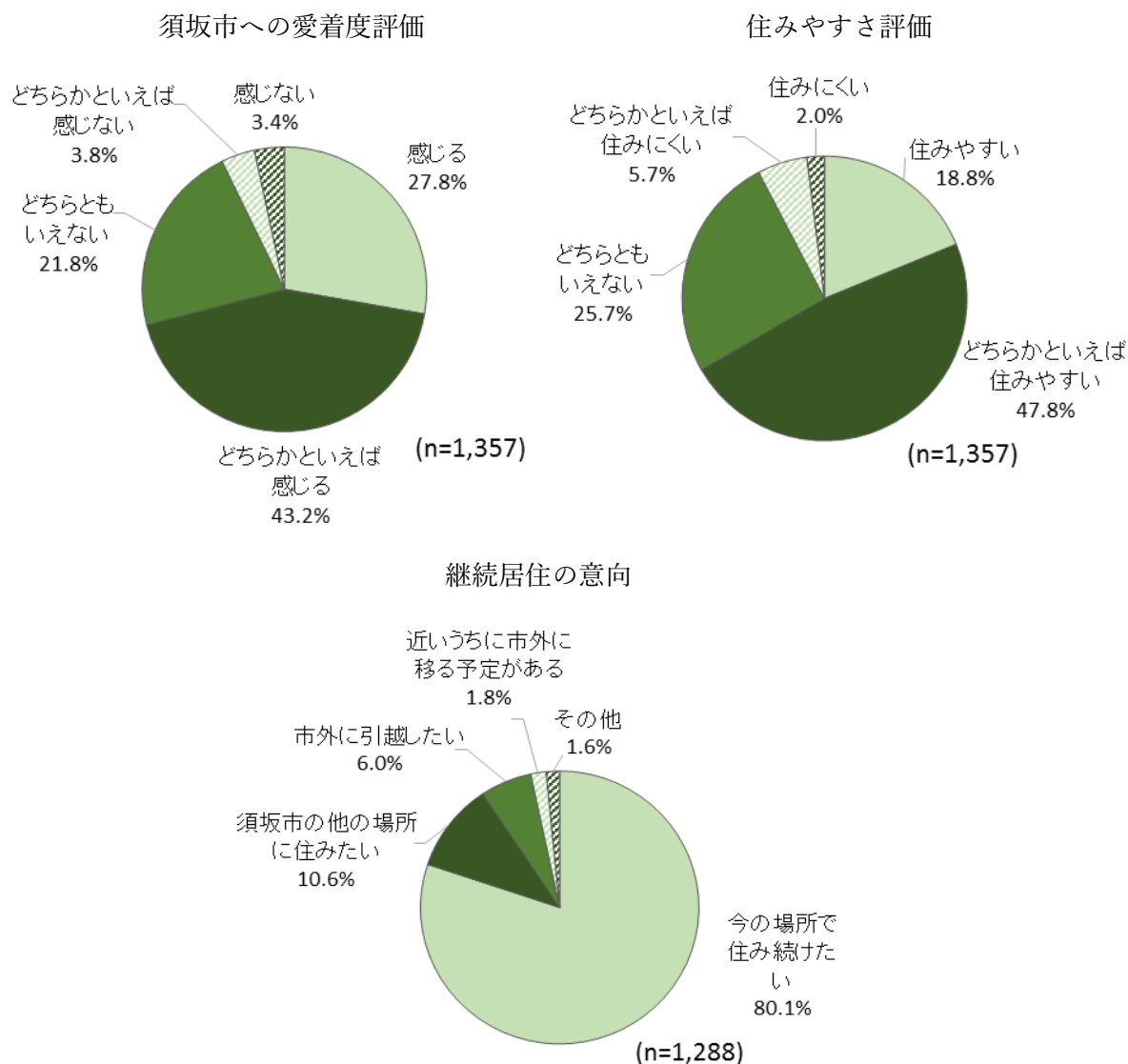


出典：市 各市の最新の総合計画より／全国 内閣府「全国生活選好度調査」2010 年

⑦ 市民が愛着と住みやすさを感じています

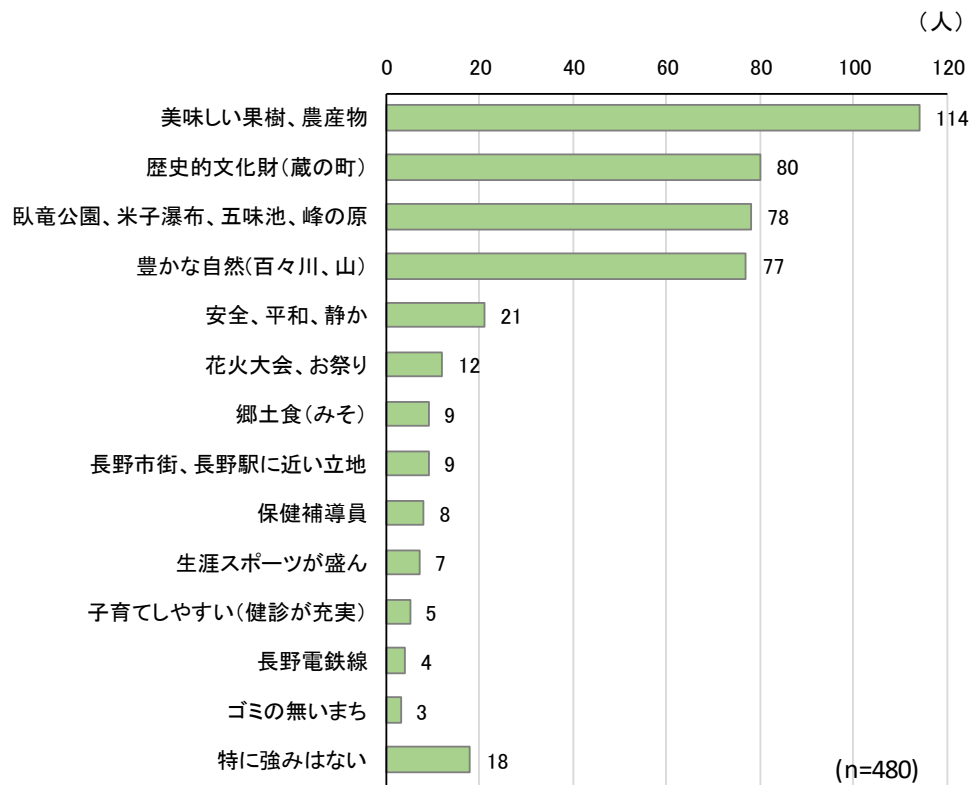
市民意識調査の結果をみると、市民の 71.0%が「須坂市に愛着を感じる」としているほか、「住みやすいまち」と評価する人は 66.6%、本市に「住み続けたい」という市民は 90%以上に達します。多くの市民が地域に対する深い愛着を持ち、住み続けたいと感じています。

また、10 年後にも残したい須坂市の強みや魅力として、最も多くあげられたのが「果樹・農業」で、蔵の町並みをはじめとする歴史的文化財や豊かな自然や景観なども多く挙げられており、こうした資産が市民による地域への愛着と住みやすさにつながっているといえます。



出典：「市民総合意識調査」2019 年 7 月

10年後も残したい須坂市の強みや魅力（自由記述）



出典：「市民総合意識調査」2019年7月

若者調査・高校生調査の結果が出次第、追加

2. 2030 年への展望～未来に起こりうる変化と目指すシナリオ

世界規模で未来に起こりうる変化の兆しを踏まえながら、2030 年の須坂市が目指すべきシナリオを描きます。

	2030 年までに起こりうる主な変化	本市の目指す姿(シナリオ)
社会・人口の変化	新型コロナウイルス感染拡大や気候変動による過去に例のない規模の豪雨や台風災害のリスク	行政、市民、地域が一体となってリスク管理に取り組み、感染症や災害と共存できる柔軟な対応力を持った強い社会を形成
	with コロナ時代の「新しい生活様式」やソーシャル・ディスタンスが標準となった社会	市民一人ひとりの健康づくり意識、地域のつながりなどの無形資産が支える「須坂 JAPAN」が広く注目される
	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降、さらに少子高齢化が進み、各産業で人手不足が深刻化	AI やロボットなどの先端技術を活用して効率化・自動化を図り、高齢化や人手不足等の社会課題に対応
	人材不足を背景に、あらゆる分野で、男性や女性、若者や高齢者、障がいの有無などの区別なく、多様な人材の活用が進む	健康づくりや福祉の先進地域として、特に女性や高齢者が活躍できるフィールドが豊富にあり、誰もがいきいきと自分らしく活動している
	ICT 化の進展や働き方改革、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、地方暮らしを選択する人が増加	豊かで美しい自然と快適で便利な都市生活が両立できるまちとして、特に子育て世代の移住者に選ばれている
	少子化が進む一方、子育てや教育分野を取り巻くニーズが多様化・複雑化し、子育てしやすい環境や豊かな教育機会があることが、若い世代に選ばれるまちの必要条件となる	次代を担う宝である子どもたちの育成に地域全体で関わり、地域への愛着や誇りを持った人材を育む特色ある地域教育が行われており、須坂独自の教育モデルとして近隣から注目されている
産業・経済の変化	人生 100 年時代を迎え、健康寿命の延伸や健康増進ニーズが高まる	健康長寿の伝統やノウハウの蓄積を生かし、健康分野で新たな価値を創出している
	インター周辺開発により県内外から新しい人の流れが生まれる	観光集客施設エリアと蔵のまちの伝統が息づくエリア双方がうまく融合した魅力のあるまちとして知られ、まちのファンが増加
	地球温暖化がさらに進み、全国有数の産地として知られるぶどうなどの果樹栽培が大きな影響を受ける	温暖化の克服に向けて、新しい品種の開発や栽培方法等の研究などが産学官連携で進められ、果樹栽培をはじめとする農業の高付加価値化や競争力強化が実現

環境変化やリスクに対応し、10 年後に選ばれるまちになるために

本市には今後起こりうる環境変化やリスクに対応し、乗り越えるために活かせる有形・無形の地域資源が豊富にあります。本市の強みであるバランスの良い産業や地域のつながりを活かし、さらに磨き上げながら、人手不足や新型コロナウイルスをはじめとする感染症・災害といった社会リスクに対応していくことが求められます。

3. 将来像

将来像は本市が目指すまちづくりのコンセプトを表すとともに、より良いまちづくりに市民・企業・活動団体・行政が一丸となって取り組むための合言葉（スローガン）です。

2030 年に向けて本市が目指す将来像を以下のように設定します。

「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

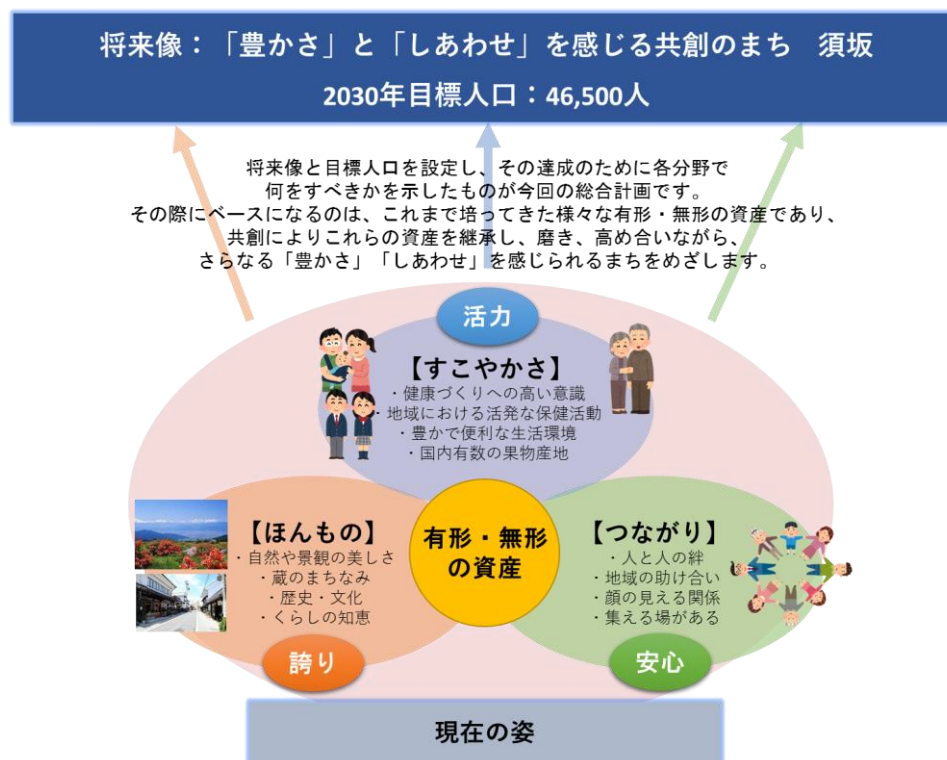
2030 年に維持する目標人口：46,500 人

(1) 将来像に込めた思い

須坂市がめざす究極の目標は、市民一人ひとりの「豊かさ」と「しあわせ」です。

これまでに蓄積してきた有形・無形の資産を活かして「豊かさ」と「しあわせ」を実感できるまちを創りあげることで、この地を愛する人や企業を集積させていくことが、須坂市の地方創生です。市民・企業・活動団体・行政が連携し、有形・無形の資産を時代変化に対応した新たな価値に昇華するべく、様々な挑戦を重ねていきます。

将来像設定のイメージ



●須坂市が持つ有形・無形の資産とは

◆「ほんものの誇り」

・・・美しい自然や歴史・文化、そのなかで育まれてきた地に足の着いた豊かな暮らしが、市民の誇りや心のよりどころとなっています。

◆「つながりの安心」

・・・人は独りではしあわせにはなれず、誰もが支え合いのなかで生きています。with コロナ時代では人と人の関係が希薄になりがちですが、須坂市は地域のつながりを大切にし、一人ひとりに居場所や活躍の場があり、誰ひとり孤独（孤立）にさせないやさしく、あたたかいまちをめざします。

◆「すこやかさの活力」

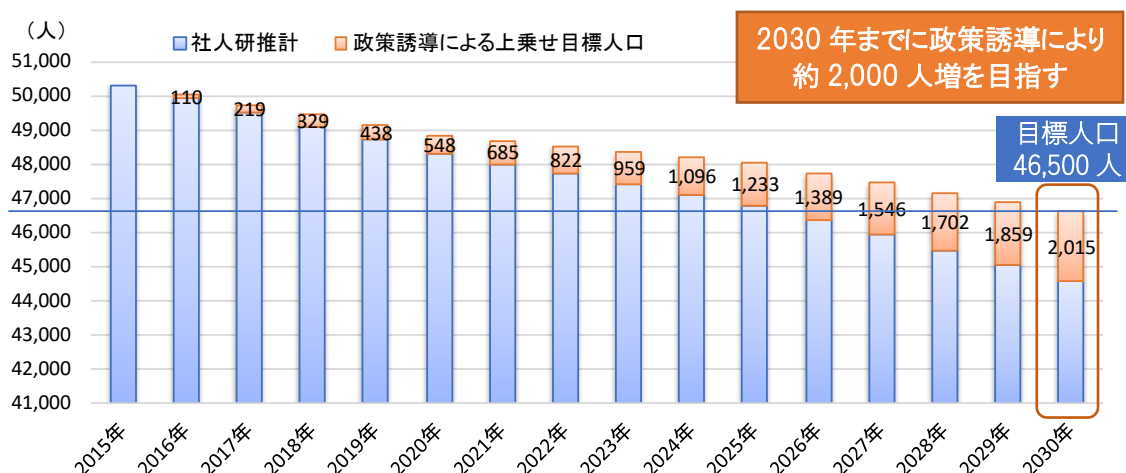
・・・健康づくりを中心とした市民活動の蓄積や農業をはじめとする産業がバランスよくあることが、まちの活力につながっています。こうした営みは市民・民間企業・関係団体の努力や切磋琢磨から生まれ、その共創がまちの原動力となっています。

(2) 目標人口の考え方

第六次総合計画では、2030年の目標人口を46,500人に設定します。目標人口は総合計画の最上位の成果目標であり、将来像の実現とともに達成していくべきものです。

下図は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に対し、本市の政策誘導によって獲得を目指す目標人口です。2030年までの獲得目標人口は約2,000人で、結婚・子育て支援等による合計特殊出生率の上昇、インター周辺開発や「移住支援信州須坂モデル」の強化等による移住促進などの政策により上乗せし、目標達成を目指します。

政策誘導人口の目標



(注) 社人研推計、独自推計の差分を政策誘導人口として按分し作成

4. まちづくりの基本的な視点

まちの将来像の実現と目標人口の達成は、多くの主体が意識し、戦略的に取り組むことで、はじめて現実的なものとなるため、本計画を進めていくうえで、広く共有すべき視点を示します。

(1) チャレンジ指針（まちづくりの基本指針）

本計画では人口減少という大きな社会課題を筆頭に、さまざまな時代変化に対して臨機応変に対応していく前向きなチャレンジが必要になります。そこで、すべての政策分野に共通する取組方針を「チャレンジ指針」として定めるとともに、計画の愛称を「須坂みらいチャレンジ 2030」とし、あらゆる主体が一丸となって将来像の実現に向けて取り組みます。

■チャレンジ指針 1：『継承』

ICT（情報通信技術）化やグローバル化の進展により、地域がもつ個性が希薄になりがちですが、選ばれる地域になるためには、他にない強みや魅力を守り、磨くことが必要です。守るべき有形・無形の資産（「ほんものの誇り」、「つながりの安心」、「すこやかさの活力」）を次代に継承していくための仕組みと担い手をつくります。

■チャレンジ指針 2：『進化』

情報化社会の次にくる新しい社会として、日本政府は「Society5.0」を提唱し、経済的発展と社会的課題の解決を目指しています。Society5.0の実現に向けて、IoT（インターネットと様々なものが接続されること）、ビッグデータ（巨大で複雑なデータの集合）、AI（人工知能）、ロボットといった新たな ICT（情報通信技術）を行政運営、産業、暮らしの各方面に取り入れ、積極的に推進します。

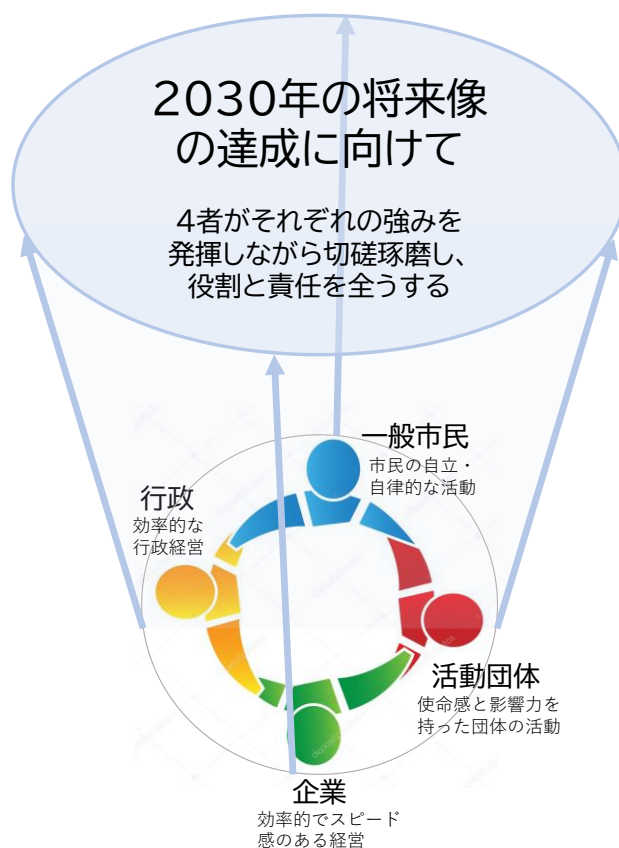
■チャレンジ指針 3：『学びと行動』

人口減少時代にあっても、一人ひとりが自分事として地域の課題に向きあい、主体的に学び、地域や周囲の人々のために行動することで地域の活力を維持することは可能です。須坂市には保健指導員制度発祥の地という学びと行動の歴史があります。この精神を受け継ぎ、一人ひとりの学びと行動を促し、強く安定した地域を目指します。

(2) 4者共創によるまちづくり

これからの10年間は、これまで以上に厳しい財政状況を迎えることが予想されます。こうしたなか、これからのまちづくりでは「市民・企業・活動団体・行政」の4者が知恵を出し合い、それぞれの立場で役割と責任を全うすることがこれまで以上に重要になります。第六次総合計画は行政計画であるとともに、4者が切磋琢磨し、協力して「共創」による活力あるまちづくりを行うための共通の指針となるものです。

4者による共創のまちづくり



(3) 国際目標「SDGs（エス・ディ・ジーズ）」や経営指標「ESG」との関連

第六次総合計画では、世界規模で顕在化している社会課題との連動にも注目しながら施策に取り組むため、国際目標「SDGs（エス・ディ・ジーズ）」や企業経営の指標となっている「ESG（イーエスジー）」との関連を踏まえて策定しています。

■SDGsとは

「SDGs（エス・ディ・ジーズ）」は、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国だけでなく、先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境等の諸問題を総合的に解決することを目指したものです。

わが国では、市町村が地域の諸問題の解決にSDGsを活用することにより、地方創生を推進するよう推奨しており、本市の総合計画においても、SDGsの17の目標を関連付け、国際的な目標の方向性との対応を意識しながら、施策を進めていきます。



■ESGとは

企業への投資を判断する基準として掲げられた「Environment（環境）」、「Social（社会）」、「Governance（統治）」の3つの指標で、SDGsの達成や地方創生につながる投資の観点として注目されています。地域の企業がESGに取り組み、地域の金融機関からESG融資を受けることで地域が活性化し、持続的な発展にもつながるため、産学官金一体で社会課題に取り組む指標となるものです。

5. 基本目標（分野別総合政策）

将来像を実現するため、政策分野別に 2030 年までに目指すまちの姿を基本目標として以下のように定めます。

政策分野	基本目標（目指すまちの姿）	該当する施策
人権・共生・全員活躍	基本目標① 多様性を認めあい、誰もが活躍できるまち ➤ 性別・国籍・障がいの有無などの違いを超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会を目指します ➤ 誰もが自分らしく輝ける活躍の場を持てる共生社会を目指します	地域共生社会／男女共同参画・女性活躍／多文化共生
健康・社会福祉	基本目標② みんなで支えあい健康に暮らせるまち ➤ 市民主体の健康づくり活動を継続し、人生 100 年時代にふさわしい先進モデルの確立を目指します ➤ 高齢になっても安心して地域で過ごせる支え合いの地域包括ケア体制を目指します ➤ 高齢者も子どもも障がいがある人もない人も全ての人が地域の中で孤立することなく誰もが安心して暮らすことができ、地域全体で見守り、寄り添い、支えあうまちを目指します	健康長寿／高齢者の就労促進／介護予防／地域医療／地域包括ケアシステム／障がい者福祉／生活困窮者の支援
子育て・教育	基本目標③ 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち ➤ 安心して子育てができる地域の子育て力の強化やワンストップの子育て支援により子育て世代に選ばれるまちを目指します ➤ 刻々と変化する社会の中にあっても、チャレンジ精神をもって、いきいきと活躍できる人材を育む、特色ある教育が受けられるまちを目指します	切れ目のない子育て支援／母子保健／特色ある教育／発達支援／食育
文化・スポーツ・生涯学習	基本目標④ 一人ひとりが学び、高め合うまち ➤ 市民主体の学びやスポーツの活動を維持・発展させることを目指します ➤ 人生 100 年時代を豊かで文化的に自分らしく生きることのできるまちを目指します	スポーツ活動／文化・芸術／生涯学習

政策分野	基本目標（目指すまちの姿）	該当する施策
	➤ 地域の歴史・伝統文化を学び、次の世代へ受け継がれるまちを目指します	
安全・安心・環境・生活基盤	基本目標⑤ 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち ➤ 自然災害の教訓を活かし、気候変動の時代に向けて災害に強いまちを目指します ➤ 豊かな自然環境を未来の世代に引き継ぐため、環境保全に対する意識が高いまちを目指します ➤ 交通安全や防犯、消費生活の安全に対して自主的な活動が行われ、啓発意識が高いまちを目指します ➤ 自然と調和しながら、先進的で快適な生活を享受できるまちを目指します	自然環境・景観保全／循環型社会／防災・防犯／消防・救急／公共交通／土地利用／インフラ整備／住環境／インター周辺開発
産業・雇用	基本目標⑥ 活力と賑わいのある自立したまち ➤ 商工業・サービス業との連携を進めるなど、既存産業の高付加価値化や新産業創出を目指します ➤ 個々の属性に関わらず雇用機会が豊富にあり、起業にチャレンジしやすいまちを目指します	産業振興（農林業・商工業・観光）／地産外産／新産業創出／企業誘致／労働環境整備／起業支援／Uターン
行財政・共創・移住定住・結婚支援	基本目標⑦ 市民とともに作る持続可能なまち ➤ ICT化を進めるとともに、民間活力を活かしたスピード感のある効率的な行政運営を目指します ➤ 地域の魅力を発信し、住みたいまち、選ばれるまちを目指します ➤ 対話や信頼関係に基づき、住民や自治組織と行政が共創するまちづくりを目指します	広報広聴／広域連携／自治活動／市民参加／地域貢献／ICT利活用／行政組織／財政運営／移住促進・結婚支援

6. 土地利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本理念

須坂市の区域における国土（以下「市土」という。）は、現在及び将来における市民生活に必要な限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤です。

このことから、市土の利用にあたっては、市民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分にいかした、安全・安心かつ、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。県計画を基本とし、かつ、須坂市の基本構想等に沿って、行政だけではなく、市民の皆さんをはじめ、多様な主体の直接的間接的な参加と共創により、市土利用のあるべき姿の実現と、須坂市の将来像である、『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」にふさわしい土地利用を総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 土地利用の基本方針

① 市土の適切な保全と有効活用のための土地利用

都市機能を維持するため、地域の特性に十分配慮しながら、市街地では都市機能の集積化を考慮し、周辺地域では安全・安心で快適な生活機能を維持するとともに、公共サービスのあり方や住環境の維持保全等も念頭においた低・未利用地や空き家の有効利用を促進します。

地域経済の活性化や雇用を確保するための土地利用については、既存産業用地の活用をはじめ、須坂長野東インターチェンジ周辺地区に開発予定の周遊観光の拠点となりうる、観光集客施設を中心とした新複合交流拠点の開発を中心に、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

農林業生産に係る土地利用については、市の強みである農業の基礎となる優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、土地の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

② 自然環境と美しい景観等の保全・活用するための土地利用

優れた自然環境を将来にわたって保全するとともに、個性ある景観の保全、再生、創出を念頭に、里地里山等の良好な管理と効果的な利活用を図りながら、自然と調和・共生した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。

また、自然環境に影響を与える、外来種への対策や鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動が高度に調和した環境保全を進め、自然の持つ防災や水質浄化などの機能を将来にわたって維持することを基本とした土地利用を進めます。

③ 安全・安心を実現するための土地利用

ハード事業とソフト事業を適切かつ効果的に組み合わせ、防災・減災措置を実施し、いつ

起きてもおかしくない災害に対して強靱なまちを築くとともに、災害リスクの高い地域については、地域特性に応じた適切な土地利用を図るなど、安全・安心の実現に資する土地利用を進めます。

(3) 利用区分別の土地利用の基本的方向

区分		基本的な考え方
農用地		➤ 農産物の安定供給のために耕作放棄地の発生防止と再利用による農用地の確保と整備 ➤ 良好な管理による多面的機能の維持 ➤ 安全・安心な農産物の供給や環境負荷の軽減に配慮した農業生産の推進
森林		➤ 林業の持続的かつ健全な発展と多面的機能維持のために多様で健全な森林の整備と保全 ➤ 野生鳥獣被害対策を考慮した里山の整備と保全、及び森林の適正な利用
原野		➤ 貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生
水面・河川 水路		➤ 河川氾濫地域における安全性の確保(減災対策の促進) ➤ 既存用地の持続的な利用
道路		➤ 交流・連携の促進、市土の有効利用や生活・生産基盤の整備を進めるために必要な用地の確保 ➤ 農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な管理のために必要な用地の確保 ➤ 既存用地の持続的な利用 ➤ 幹線道路網や生活道路の整備改良
宅地	宅地	➤ 既存住宅ストックの有効活用や耐震・環境性能を含めた質の向上と良好な居住環境を形成するために必要な用地の確保 ➤ 都市における土地利用の高度化、低未利用地の有効利用の促進
	工業用地	➤ 工場跡地等未利用地の有効活用 ➤ 産業集積を進める上で必要な用地を確保
	その他の宅地	➤ 中心市街地における産業の活性化 ➤ 郊外の大規模集客施設について、周辺の土地利用との調整や景観との調和に配慮
その他		➤ 空き店舗等都市の低未利用地や農山村の耕作放棄地の積極的な再利用・有効利用 ➤ 住民意向・環境保全に十分配慮しながら、公園や福利厚生施設等の整備

(4) 地区別土地利用構想

① 須坂地区

生活・文化・交流の中心となる地区であり、「蔵の町並み」の整備・保全を図りながら、中心市街地内の多くの歴史・観光・自然資源を活かし、多くのひとが交流する快適な都市空間を形成するための土地利用を進めます。

② 日滝地区

地区南部の市街地とその北側に広がる農地、産業・工業団地からなる地区であり、農業や産業の振興を図りながら、住み良い環境を形成するための土地利用を進めます。

③ 豊洲・旭ヶ丘地区

優れた河川景観を有する千曲川、松川、八木沢川や農地が広がる中に、古くからの集落と住宅団地や産業拠点となる産業・工業団地が共存してきた地区であり、豊かな田園風景の保全と住・工・農の調和を図りながら、暮らしやすい環境を形成するための土地利用を進めます。

④ 日野地区

国道 406 号沿い及び長野電鉄長野線沿いの市街地とその周辺の農地・集落からなる地区で、交通利便性が良い地区であり、農地・集落の環境を守りつつ、利便性が高く、市街地として住み良いまちを目指すための土地利用を進めます。

⑤ 井上地区

須坂長野東 I.C.がある交通要衝の地であり、周辺環境との調和を図りながら、拠点整備を推進し、地域の魅力向上と須坂市の活性化を牽引するまちづくりを行うための土地利用を進めます。

⑥ 高甫地区

広い農地の中に、集落・住宅団地が点在する地区であるため、豊かな田園風景の保全を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

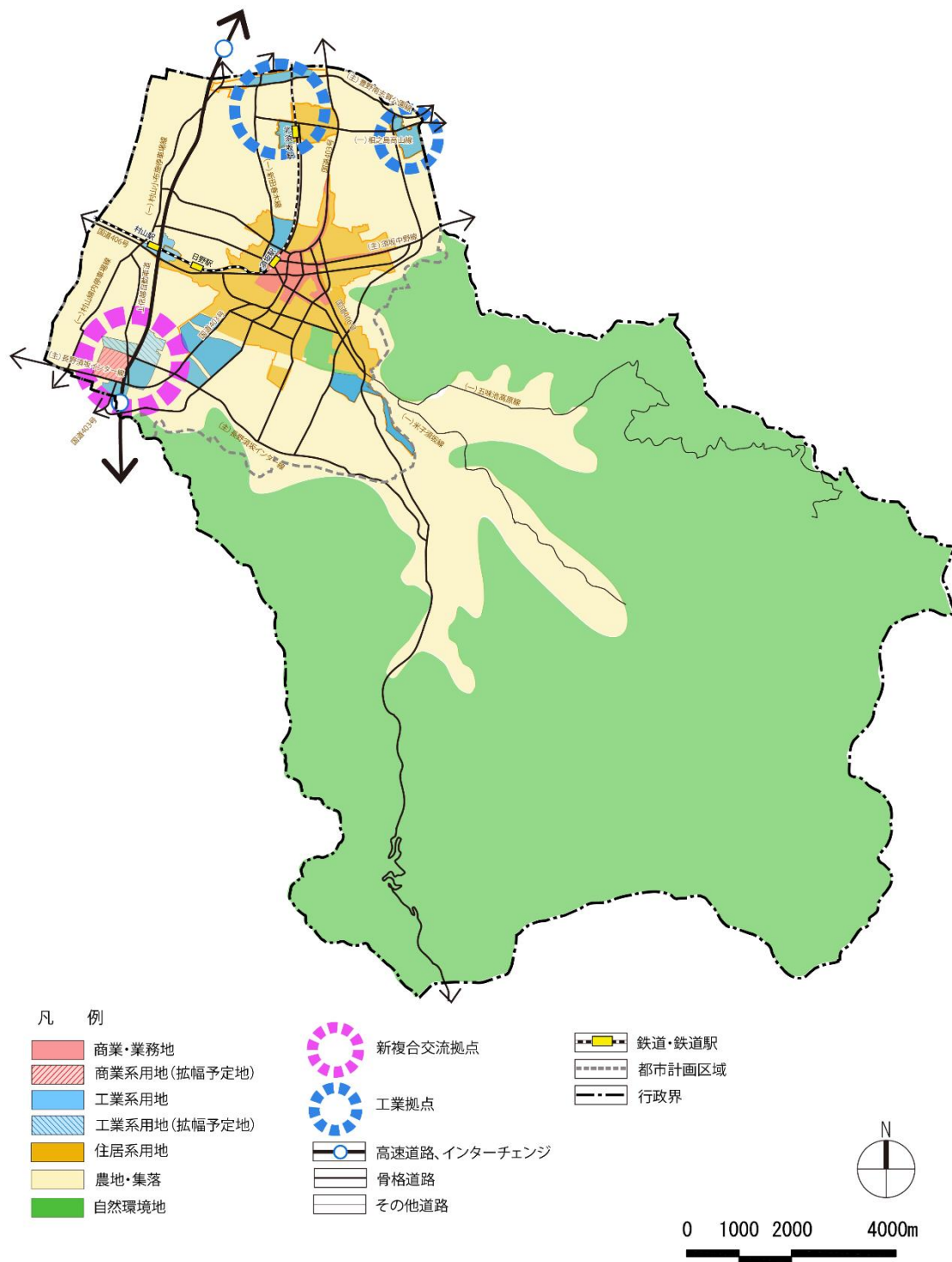
⑦ 仁礼地区

国の名勝にも指定されている「米子大瀑布」(指定名称は「米子瀑布群」)、「峰の原高原」、温泉施設などの観光資源を有する豊かな森に抱かれた地区であり、自然環境の保全とリゾート地としての活用を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

⑧ 豊丘地区

「五味池破風高原」をはじめとする豊かな自然に抱かれた地区であり、豊かな農村としての環境や自然環境の保全を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

◆将来都市構造図



7. 須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(前期基本計画 前期重点プロジェクト)

⑧ まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しています。

このため、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を国と地方が一体となって目指すことを目的として国は2019年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「まち・ひと・しごと創生法」第10条では、市町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、各市町村の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（市町村「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）を定めるよう努めなければならないとされています。

⑨ 総合計画（前期基本計画 前期重点プロジェクト）と総合戦略の関係性

須坂市は2015年に「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」～健康長寿発信都市「須坂JAPAN」の実現に向けて～を策定し、人口減少対策と地方創生の実現に取り組んできました。この計画期間が2020年度で最終年度となることから、これまでの取組みを踏まえつつ、時代の潮流に合わせた新たな戦略の策定が必要となります。

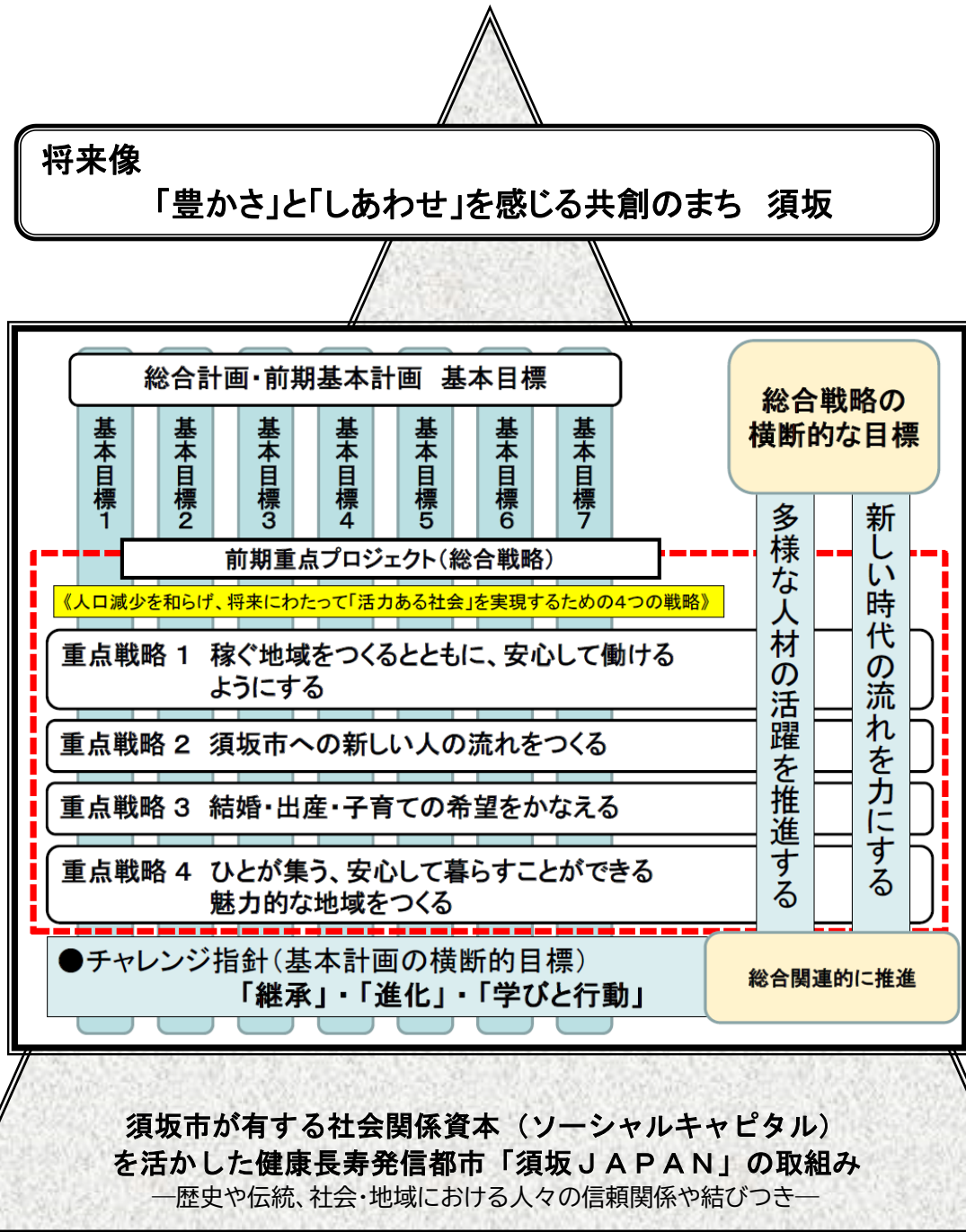
人口減少や少子高齢化の進行が一段と進むことが予想される中においても、この地で暮らすことに「しあわせ」を感じることができ、将来に向け更に発展できる持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

最上位計画である総合計画の将来像実現を目標に、将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつ、より効果的に進めるため、優先的・重点的に取り組む施策を総合戦略（＝総合計画基本計画における重点プロジェクト）として位置付け、実効性のあるPDCAサイクル、KPI（成果指標）の検証と進捗管理を毎年度実施し、効果的に各施策を展開していきます。

⑩ 総合戦略における重点戦略（重点プロジェクト項目）

総合戦略における重点戦略（前期重点プロジェクト項目）
① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
② 須坂市への新しい人の流れをつくる
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

《 総合計画・前期基本計画における基本目標と総合戦略における重点戦略との関係 》



健康長寿発信都市「須坂 J A P A N」とは…

これまでの保健補導員を中心にした住民の健康増進活動に関する取り組みを軸とし、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の高い地域特性を活かし、地域資源（市民力、匠、農業、商業、工業、観光など）を活用した新たなネットワークで、新たな価値を市民の皆様や関係団体、企業、行政がで「共創」することで地域の活性化を目指す取り組み。

※総合計画・基本計画の成果指標（KPI）から抽出して設定。
 ※進捗管理や外部説明の点からも、現行総合戦略のように総合計画にない成果指標（KPI）は設定しない。

⑪ 須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（前期重点プロジェクト）

重点戦略１ 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

（１）重点戦略（プロジェクト）の指標

指標項目	現状値（2020）	目標値（2025）
農畜産物産出額（例：施策 27 の指標）	●円	●円
製造品出荷額（例：施策 29 の指標）	●円	●円

特に関連の強い施策の「施策の目指す姿」を転記

（２）取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ・ 須坂の土地や気候を活かした付加価値の高い農業が活発に行われ、市内外から新規就農する人が生まれるまち。
- ・ 農業や健康づくりのなど須坂のシーズを活かした生産性の高いものづくりやサービス産業がおこなわれているまち。
- ・ 働く意欲を持った人たちが、その知識や経験をいかし、豊かな生活を送ることができるまち。
- ・ 町中に個性的で魅力のある店が集まり、歴史ある町並みを感じながら歩いて買い物を楽しめるまち。

どの施策を総合戦略に該当する施策とするか検討
 （※現在記載の施策は事務局案）

（３）重点戦略（プロジェクト）と特に関連の強い施策

特に関連の強い施策
★施策 27 農業の活性化 ★施策 29 強みを活かした新産業の創出 ★施策 30 雇用機会の充実と産業人材の育成 ★施策 31 都市交流拠点と商業の活性化

重点戦略２ 須坂市への新しい人の流れを創る

（１）プロジェクトの指標

指標項目	現状値（2020）	目標値（2025）
観光消費額（例：施策 32 の指標）	●円	●円
行政のサポートによる移住者数（例：施策 37 の指標）	●人	●人

（２）取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ・ 蔵の町並みや、素晴らしい自然や景観などの観光資源を磨き、須坂でしかできない体験を観光客に提供できるまち。
- ・ 豊かな自然と歴史文化に恵まれた観光資源を磨き、自分たちにも人にもやさしいまち
- ・ 須坂市の様々な魅力が全国に発信され、全国に広く認知されることにより、産業の活性化や交流人口や関係人口の増加につながるまち。
- ・ 県内外の移住定住希望者の様々なニーズに応えられるよう、相談体制・情報発信・受け入れ態勢を充実させ、更なる移住定住者が増えるまち。
- ・ 若い世代の結婚希望者が結婚しやすいまち。

(3) 重点戦略（プロジェクト）と特に関連の強い施策

特に関連の強い施策
★施策 32 地域資源を活かした観光の振興
★施策 33 特色を生かした地域振興の推進
★施策 37 移住定住の促進及び若者の結婚支援

重点戦略3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) プロジェクトの指標

指標項目	現状値 (2020)	目標値 (2025)
「性別にとらわれず、仕事や家事・育児をしている人」の割合（例：施策1の指標）	●%	●%
「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合（例：施策8の指標）	●%	●%

(2) 取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ・ すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよいまち。
- ・ 性別・国籍・年代等に関係なく、家庭や地域・学校・職場などあらゆる分野で女性、シニア、外国人などすべての人が個性と能力を発揮し輝けるまち。
- ・ 一人ひとりの子どもが、地域全体に見守られながらのびのび育ち、安心して子育てできるまち。
- ・ 地域の子は地域で育てる基本理念の下で、主体的・対話的な学習や ICT の活用等を推進し、次代を担うたくましい人材を育む教育のまち。
- ・ 子どもたちが家庭や地域の中で様々な体験や交流を通じて自ら生きる力を育み、生ま

れ育った地域への誇りや愛着をもてるまち。

(3) 重点戦略（プロジェクト）と特に関連の強い施策

特に関連の強い施策	
★施策 1	人権尊重・共生社会の実現
★施策 8	切れ目のない子育て支援の充実
★施策 9	特色ある教育の推進
★施策 10	児童・青少年健全育成の推進

重点戦略 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

(1) プロジェクトの指標

指標項目	現状値 (2020)	目標値 (2025)
「健康維持・増進に取り組んでいる」人の割合 (例：施策 2 の指標)	●%	●%
「公民館や図書館などで自主的な学習に取り組んでいる人」の割合 (例：施策 11 の指標)	●%	●%
「防災体制の充実」満足度 (例：施策 14 の指標)	●%	●%
市内での犯罪発生件数 (例：施策 18 の指標)	●件	●件

(2) 取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ・「自分の健康は自分でつくり、守る」という市民主体の健康づくりの意識や活動が根付いているまち。
- ・支援が必要な人が地域の中で孤立し、孤独になることのないよう、地域全体で見守り、寄り添い、支援をおこなうことができるまち。
- ・いくつになっても学びたいときに学べる機会と場所があり、市民同士が切磋琢磨し高めあえるまち。
- ・「自助・共助・公助」により、日ごろから災害に対する備えが十分になされ、地域の防災力が充実しているまち。
- ・広域連携での消防・救急体制や設備が整い、安心して暮らせるまち。
- ・地域ぐるみの見守り活動など地域のつながりを強め、市民・地域・行政が連携しながら犯罪を未然に防ぐまち。
- ・市街地、長野東インターチェンジ周辺地区、農地、森林など有効な土地利用がすすみ、社会資本のストック効果が発現されたまち。

(3) 重点戦略（プロジェクト）と特に関連の強い施策

特に関連の強い施策	
★施策 2	健康づくりの推進
★施策 5	地域福祉の推進
★施策 11	多様な生涯学習の推進
★施策 14	防災体制の充実
★施策 15	消防・救急体制の充実
★施策 18	地域安全体制の充実
★施策 19	土地の有効利用の促進

第3部 前期基本計画

1. 施策体系図

将来像

「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

基本目標	1	2				3		4	5							6					7																		
	躍 で き る ま ち	(※) 健康で健やかに暮らせるまち				育つ 子どもの個性と力がのびのび 教育のまち		一人ひとり が学び、高め合う まち	安全・安心で快適な生活と美 しい自然がともにあるまち							活力と賑わいのある自立した まち					市民とともに つくる持続可能 なまち																		
基本施策	1	2		3		4	5	6	7		8			9			10		11		12		13		14														
	躍 で き る ま ち づ く り	健康長寿のまちづくり		みんなで 支え合う福祉のま ちづくり		安心して 子育てができるま ちづくり	次代を担う 人材を育むまち づくり	主体的に 学び合うまちづく り	文化・芸術・ス ポーツ活動 に熱心なまちづく り		安全・安心で心 穏やかに暮 らせるまちづく り			快適で便利 な都市基盤のあ るまちづくり			豊かな自然と調和 する個性 あるまちづくり		多様な産業の活 力あふれる まちづくり		交流とにぎわい のあるまち づくり		未来志向型の行政 経営を行 うまちづくり		共創の活力に みちたまちづ くり														
施策	1	2	※	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	人権尊重・共生社会の実現	健康づくりの推進	(地域医療を支える体制づくり)	介護予防の推進	地域包括ケアシステムの推進 (高齢者福祉の充実)	地域福祉の推進	障がい者福祉の充実	生活困窮者への支援	切れ目のない子育て支援の充実	特色ある教育の推進	児童・青少年健全育成の推進	多様な生涯学習の推進	文化・芸術・交流活動の推進 と継承	スポーツ活動の充実	防災体制の充実	消防・救急体制の充実	交通安全対策の推進	消費生活の安全の確保	地域安全活動の推進	土地の有効利用の促進	安定的な上下水道の運営	橋や道路整備の推進	安心して快適な住環境の推進	公共交通の確保	自然環境の保全	須坂らしい景観づくりの推進	循環型社会の推進と地球温暖化対策	農業の活性化	森林の保全・活用	強みを活かした新産業の創出	雇用機会の充実と産業人材の育成	都市交流拠点と商業の活性化	地域資源を活かした観光の振興	特色を生かした地域振興の推進	広聴・広報の充実	ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進	長期的展望に立った財政運営	移住定住の促進及び若者の結婚支援	協働・市民参画の推進

2. 前期基本計画の構成

(最終的な基本計画の各施策の構成イメージを掲載)

前期基本計画は 38 施策からなり、各施策の内容は以下により構成されています。

基本目標1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち 基本施策1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり 基本施策の方針・考え方																					
施策1 人権尊重・共生社会の実現  ◆目指す姿 を目指します 成果指標(アウトカム指標) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現状値</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統計指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民指標</td> <td>「人権が尊重される社会の実現」満足度</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			現状値	目標	統計指標				市民指標	「人権が尊重される社会の実現」満足度			◆施策の取組方針 継承 進化 学びと行動 ◆主な取り組み (1)人権教育の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ● 学校や社会・家庭などにおける人権教育を推進します。 ● 市民を対象とした人権教育に関する講座を開催します。 ● 人権問題に関する学習活動の支援や推進体制の整備を進めます。 </td> <td>人権同和政策課・人権同和教育課</td> </tr> </tbody> </table> (2)多文化共生の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ● 外国籍の方に生活情報を適切に伝えます。 ● 文化や生活習慣などを正しく理解し、尊重し合える国際社会をめざします。 </td> <td>市民課</td> </tr> </tbody> </table>	内容	担当課	● 学校や社会・家庭などにおける人権教育を推進します。 ● 市民を対象とした人権教育に関する講座を開催します。 ● 人権問題に関する学習活動の支援や推進体制の整備を進めます。	人権同和政策課・人権同和教育課	内容	担当課	● 外国籍の方に生活情報を適切に伝えます。 ● 文化や生活習慣などを正しく理解し、尊重し合える国際社会をめざします。	市民課
		現状値	目標																		
統計指標																					
市民指標	「人権が尊重される社会の実現」満足度																				
内容	担当課																				
● 学校や社会・家庭などにおける人権教育を推進します。 ● 市民を対象とした人権教育に関する講座を開催します。 ● 人権問題に関する学習活動の支援や推進体制の整備を進めます。	人権同和政策課・人権同和教育課																				
内容	担当課																				
● 外国籍の方に生活情報を適切に伝えます。 ● 文化や生活習慣などを正しく理解し、尊重し合える国際社会をめざします。	市民課																				
◆現状と課題 現状・課題を示すデータを紹介 (統計、市民意識調査、個別計画調査等から)	◆進捗管理指標(プロセス指標) <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◆共創のまちづくり方針と各主体の役割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>期待される役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値	目標				主体	期待される役割	市民		市民団体		事業者							
指標	現状値	目標																			
主体	期待される役割																				
市民																					
市民団体																					
事業者																					

デザインイメージとして、素案最終案の施策 1 で作成・差し替えを行う予定です

パブリックコメント時の素案提示イメージです。現在各課で入力していただいている内容だと、総合計画のレベルとしては詳細過ぎるため、「施策の取組方針」レベルになるよう、各施策の編集を事務局で行い、施策間のレベル調整をした上で各課等に校正依頼予定。

3. 施策の展開

基本目標 1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち

基本施策 1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり

施策 1 人権尊重・共生社会の実現

◆施策の目指す姿

- ・性別・国籍・障がいの有無などの違いを超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会を目指します
- ・誰もが自分らしく輝ける活躍の場を持てる共生社会を目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値(年度)	目標値(R7 年)
市民指標	「人権が尊重される社会の実現」満足度	●%	●%
市民指標	「日常的に人権を尊重するようにしている」人の割合	●%	●%
市民指標	「男女共同参画社会の実現」満足度	●%	●%
市民指標	「性別にとらわれず、仕事や家事・育児をしている」人の割合	●%	●%

◆現状と課題

- 町別学習会、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会の参加者がやや減少傾向にある。継続の大切さとともに、誰もが気軽に参加しやすい取り組みや工夫が課題。
- 外国籍の方が暮らしやすい地域づくりについても国・県からの情報を庁内で情報共有することがほとんどである。
- 市民評価指標の中で、「男女共同参画社会の実現」に対する満足度及び重要度は、市民アンケートを行うたびに低くなってきている。

◆施策の取組方針

- 人権問題を自らの課題として地域・学校・企業が引き続き連携し、人権教育の推進を継続し強化していく。
- インターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制構築に向け、引き続き県と連携し共同で研究会に参加する。
- 今後、グローバル化の進展や人口減少傾向を考えると、外国人住民の増加が予想される。また、SDGs やインバウンドも考慮すると、多文化共生のまちづくりをしっかりと推進していく必要がある。

- 評価指標の数値は上昇傾向にあるので、このまま上昇傾向を維持していく。
- 市民集会レベルの「人権を考える市民のつどい」と「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」とが、重なり合う運営・組織の中で企画されている。内容が類似しているため、各々の良さを生かし「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」に統合する。
- 外国人住民のための相談窓口についての周知を図るとともに、県等関係機関と連携していく必要がある。
- 市民評価指標の中で、「男女共同参画社会の実現」に対する満足度及び重要度は、市民アンケートを実施するたびに低くなってきているため、人材バンクを構築し活用する等様々な事業を行い男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

【3つのチャレンジ】

継承	・区役員や関係団体と連携し、引き続き人権教育の推進を継続し、強化していく。 ・相談窓口の広報及び国、県等との連携 ・性別により制約されることなく、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を共に担う男女共同参画社会の実現を目指します。
進化	・インターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制構築に向けた取組み ・多様化する差別事象に対応できる学習体制の構築 ・「男女共同参画いきいきフォーラム」や「男女共同参画地域学習会」等を開催し、啓発情報誌「いきいき通信」や広報須坂・ホームページ等活用し、男女共同参画意識の向上に努める。 ・「スマイル・ママ・フェスタ in 須坂」などは、行政主導ではなく実行委員会が主体となって開催していく。
学びと行動	・人権感覚を養うとともに互いに啓発し合えるよう、人権問題を共有し合い、学習を継続していく ・「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」、「須坂市男女共同参画計画」等に基づき、市及び市民のみなさんや事業者とともに推進します。 ・男女共同参画地域学習会を実施します。 市民のみなさんが、自分らしい生き方や働き方ができるような地域づくりの啓発を行います。

◆主な取組

(1)人権尊重

	取組の内容	強化ポイント・見直し方針
人権教育の推進	・学校や社会・家庭などにおける人権教育を推進します。 ・市民のみなさんを対象とした人権教育に関する講座(学習会)を開催します。	・部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会への参加者の増加 ・「人権を考える市民のつどい」を「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」に統合

	取組の内容	強化ポイント・見直し方針
	・人権問題に関する、学習活動の支援や推進体制の整備をすすめます。	
人権問題解決に対する支援	・人権問題解決に向けて活動している、各種市民団体などに対する活動を支援・育成します。	・人権問題解決に向けて活動している、各種市民団体などに対する活動を支援・育成・補助金事業について、補助対象となる事業内容を精査する。
市民意識の把握	・意識調査を必要に応じ実施して課題を把握し、今後の施策に反映させます。	・2014年策定の「須坂市人権政策推進基本方針」の改訂(2024年予定)に向け、「人権に関する市民意識調査」を実施(2021年秋予定) ・人権問題に関する市民意識の経年比較のため、2011年に実施した時と同じ調査項目を基本としたうえで、この10年間でより多様化・複雑化している人権課題についても調査を行う。
啓発活動	・市民のみなさんの手による「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」「人権を考える市民のつどい」などの、人権啓発イベントの実施を支援します。 ・広報などによる啓発・情報提供を実施します。	・部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会への参加者の増加・「人権を考える市民のつどい」を「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」に統合
相談・支援体制の推進	・人権交流センターを総合相談窓口とし、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、解決に向けた相談・支援体制を充実します。	・人権交流センターで実施している相談窓口の周知を図る ・関係機関と連携して人権問題の解決に受けた相談・支援体制を充実強化する・人権交流センターで実施している相談窓口の周知を図る ・関係機関と連携して人権問題の解決に受けた相談・支援体制を充実強化する

(2) 多文化共生

	取組の内容	強化ポイント・見直し方針
外国籍のみなさんが暮らしやすい地域づくりの推進	・外国籍のみなさんに生活情報が適切に伝わる方策などを検討し、実施します。 ・それぞれの文化や生活習慣などを正しく理解し尊重しあえるよう、国際理解教育の推進と、市民のみなさんによる国際交流活動を支援します。	・今後、グローバル化の進展や人口減少傾向を考えると、外国人住民の増加が予想される。 ・また、SDGs やインバウンドも考慮すると、多文化共生のまちづくりをしっかりと推進していく必要がある。

(3)男女共同参画

	取組の内容	強化ポイント・見直し方針
男女共同参画の推進	・「女と男がともに参画する社会づくり条例」、「すぎか男女共同参画計画」に基づき、市及び市民のみなさんや事業者が共に推進します。	・「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」、「すぎか男女共同参画計画」等に基づき、市及び市民のみなさんや事業者とともに様々な事業を行い、「男女共同参画社会」という言葉も内容も知っている市民の割合(意識調査の回答)は上昇しているが、市民評価指標の中で「男女共同参画社会の実現」に対する満足度及び重要度は、市民アンケートを行うたびに低くなっていることを考えると、成果に記載してある様々な事業を強化して行う必要がある。 ・特に、須坂市審議会・委員会等における女性委員の割合を増やし、より多くの女性が政策あるいは方針の立案に参画していくことが考えられる。「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」、「すぎか男女共同参画計画」等に基づき、市及び市民のみなさんや事業者とともに様々な事業を行い、男女共同参画の推進を図ることにより「男女共同参画社会」という言葉も内容も知っている市民の割合(意識調査の回答)等の上昇傾向を維持していく必要がある。 ・女性団体連絡協議会を含め各方面で活躍している女性を発掘し、人材バンクを構築する取り組みを行う。そして、須坂市審議会・委員会等の委員として、政策あるいは方針の立案及び決定に参画していく。
男女共同参画意識の向上	・男女共同参画地域学習会を実施します。	・男女共同参画意識が高まってきているが、いまだに性別による固定的な役割分担意識や長い時間をかけて形づくられてきた社会通念・慣習等についての不平等感が存在している状況があるので、「男女共同参画いきいきフォーラム」や「スマイル・ママ・フェスタ in 須坂」等様々な事業を強化して行う必要がある。 ・「男女共同参画いきいきフォーラム」や「男女共同参画地域学習会」等を開催し、啓発情報誌「いきいき通信」や広報須坂・ホームページ等活用し、男女共同参画意識の向上に努めることにより「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合(意識調査の回答)等の上昇傾向を維持していく必要がある。 ・「スマイル・ママ・フェスタ in 須坂」は、行政主導ではなく実行委員会が主体となって開催していく。
自分らしい生き方・働き方ができる地域づくり	・事業所や農林業、自営業者等、あらゆる分野で働く人が能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発をおこないます。 ・市民のみなさんが、自分らしい生き方や働き方が	・須坂市審議会・委員会等における女性委員の割合は、第五次須坂市男女共同参画計画による目標値が40.0%に定められている。令和元年度において34.4%と目標値よりも低い状況にあるので、女性委員登用のための取組みを強化して行う必要がある。女性委員がいない審議会等をなくすことを目指すとともに、女性委員を増やすよう各課と連携し推進する必要がある。

	取組の内容	強化ポイント・見直し方針
	できるような地 域づくりの啓発をおこないます。	・団体の長等の役職に限定せず推薦を依頼する。公募委員に女性枠を設定する。男女共同参画課においても推進依頼を受け、人材バンクから委員候補として推薦する。

【プロセス指標】

指標名	現状値(年度)	目標値(R7 年)
・町別人権問題学習会への参加者数	●人	●人
・外国語での情報提供	●件	●件
・市の審議会等における女性の参画率	●%	●%
・地域の方針決定の場への女性の参画率	●%	●%

◆共創のまちづくり方針と各主体の役割

主体	期待される役割
一般市民	・人権問題を自らの課題として、地域・学校・企業が連携し引き続き人権教育の推進を図る。 ・市民とともに考える学習会などを開催するなど、市民との協働による男女共同参画意識の向上に努める。
活動団体	・人権問題を自らの課題として、地域・学校・企業が連携し引き続き人権教育の推進を図る。 ・関係団体と連携し、須坂市男女共同参画計画を効果的に推進する。
民間事業者	・人権問題を自らの課題として、地域・学校・企業が連携し引き続き人権教育の推進を図る。 関係機関と連携し、多様な働き方のできる地域づくりを進める。

基本目標 2 健康で健やかに暮らせるまち

基本施策 2 健康長寿のまちづくり

施策 2 健康づくりの推進

(中略、以下同様。)

施策 3 介護予防の推進

施策 4 地域包括ケアシステムの推進

基本施策 3 みんなで支えあう福祉のまちづくり

施策 5 地域福祉の推進

施策 6 障がい者福祉の充実

施策 7 生活困窮者への支援

基本目標 3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち

基本施策 4 安心して子育てができるまちづくり

施策 8 切れ目のない子育て支援の充実

基本施策 5 次代を担う人材を育むまちづくり

施策 9 特色ある教育の推進

施策 10 児童・青少年健全育成の推進

基本目標 4 一人ひとりが学び、高め合うまち

基本施策 6 主体的に学び合うまちづくり

施策 11 多様な生涯学習の推進

基本施策 7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり

施策 12 文化・芸術・交流活動の推進と継承

施策 13 スポーツ活動の充実

基本目標 5 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち

基本施策 8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり

施策 14 防災体制の充実

施策 15 消防・救急体制の充実

施策 16 交通安全対策の推進

施策 17 消費生活の安全の確保

施策 18 地域安全体制の充実

基本施策 9 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり

施策 1 9 地土地の有効利用の促進

施策 2 0 安定的な上下水道の運営

施策 2 1 橋や道路整備の推進

施策 2 2 安心で快適な住環境の促進

施策 2 3 公共交通の確保

基本施策 1 0 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり

施策 2 4 自然環境の保全

施策 2 5 須坂らしい景観づくりの促進

施策 2 6 社会の推進と地球温暖化対策

基本目標 6 活力と賑わいのある自立したまち

基本施策 1 1 多様な産業の活力あふれるまちづくり

施策 2 7 農業の活性化

施策 2 8 林業の振興と森林の保全・活用

施策 2 9 強みを活かした新産業の創出

施策 3 0 雇用機会の充実と産業人材の育成

基本施策 1 2 交流とにぎわいのあるまちづくり

施策 3 1 中心市街地と商業の活性化

施策 3 2 地域資源を活かした観光の振興

施策 3 3 シティプロモーションの推進

基本目標 7 市民とともにつくる持続可能なまち

基本施策 1 3 未来志向型の行政経営を行うまちづくり

施策 3 4 広聴・広報の充実

施策 3 5 ICT 等の活用による業務効率化の促進

施策 3 6 長期的展望に立った財政運営

基本施策 1 4 共創の活力にみちたまちづくり

施策 3 7 移住定住の促進・結婚支援

施策 3 8 協働・市民参画の推進

4. 国土強靱化

(1) 国土強靱化の概要

① 国土強靱化の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、さまざまな対策を講じてきたものの、甚大な被害を受け長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

これを避けるためには、過去の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013 年（平成 25 年）12 月 11 日法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が交付・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

翌 6 月には国土強靱化基本計画を閣議決定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています

本市においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、本計画を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

② 強靱化を推進する上での考え方

基本構想におけるまちの将来像『「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂』を強靱化する上での将来像とし、次に示す「国土強靱化基本計画」の 4 つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限に生かし、市の強靱化を推進します。

- 人命の保護が最大限図られること
- 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 市民の財産及び公的施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

③ 取組み推進上の留意点

強靱化計画は、市民や関係機関との協同により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

(2) 国土強靱化にかかる基本目標

国及長野県の基本目標と、国及県が起きてはならない最悪の事態で設定した事前に備えるべき目標との調和を図りつつ、また、過去に発生した自然災害（地震、風水害）を教訓としながら須坂市の強靱化を推進するため、須坂市強靱化計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり国土強靱化にかかる「基本目標」を設定します。

国土強靱化にかかる基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 二次的な被害を発生させないこと
7. 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

この国土強靱化基本目標と、長野県地域強靱化計画に示されている想定するリスクのうち、本市の地域特性を考慮し、須坂市における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	市職員・施設等の被災により行政機能の大幅な低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電力供給ネットワーク(発電所、送電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の期間的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次的被害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次的災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所における環境の悪化

7 被災した方々の 日常の瀬克が迅速 に戻ることに	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れによる復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 強靱化に向けた取組み

① 強靱化の推進に向けた分野の設定

取り組むべき施策については、本計画の目指すまちの姿を基本目標として、分野を設定します。

《設定する分野（目指すまちの姿の基本目標）》

- 1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち
- 2 健康で健やかに暮らせるまち
- 3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち
- 4 一人ひとりが学び、高め合うまち
- 5 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち
- 6 活力と賑わいのある自立したまち
- 7 市民とともにつくる持続可能なまち

② 各分野の強靱化に向けた取組

本計画の各分野（目指すまちの姿の基本目標）における施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

強靱化の推進に向けた取組については、各施策のページに記載しています。

さまざまな取組を通じて

- ✧ 被害をできる限り少なくすること
- ✧ 被害を受けた時、迅速に回復すること

を目指します。

起きてはならない最悪の事態と分野別施策との整理対象表 マトリクス			人命保護が最大限図られること					負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること					必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること				必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること				流通・経済活動を停滞させないこと			二次的な被害を発生させないこと						被災した方々の日常の暮らしが迅速に戻ること					
基本目標	基本施策	施策	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	3-1	3-2	3-3	3-4	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6	7-1	7-2	7-3	7-4		
1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	1 人権尊重・共生社会の実現	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	多数の者が利用する施設の利用・火災による死傷者の発生	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水の不足	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等のエネルギー供給の長期途絶	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	信号機の停止等による交通事故の多発	市職員・施設等の被災により行政機能の大幅な低下	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺、長期停止	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が伝達できない事態	電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油・都市ガス、LPガス、ライフラインの機能の停止	上水道等の長期間にわたる供給停止	汚水処理施設等の長期閉鎖による機能停止	地域交通ネットワークが分断する事態	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	高速道路、鉄道等の期間的交通ネットワークの機能停止	食料・飲料水等の安定供給の確保	土石流、地すべりなど土砂災害による二次的被害の発生	ため池、ダム等の崩壊・機能不全による二次的被害の発生	有害物質の大量漏洩・流出	農地・森林等の荒廃	観光や地域産業に対する悪影響	避難所における環境の悪化	大量に発生する災害被害物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路客運等の遅れによる復旧・復興が大幅に遅れる事態	倒壊した住宅の倒壊が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの壊滅により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
2 健康で誰やかに暮らせるまち（※） みんなて支えあい健康（または、誰やか）に暮らせるまち	2 健康長寿のまちづくり	2 健康づくりの推進																																	
		-（※）地域医療を支える体制づくり																																	
		3 介護予防の推進																																	
		4（※）地域包括ケアシステムの推進（高齢者福祉の充実）																																	
3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	3 みんなで支え合う福祉のまちづくり	5 地域福祉の推進																																	
		6 障がい者福祉の充実																																	
		7 生活困窮者への支援																																	
		8 切れ目のない子育て支援の充実																																	
4 一人ひとりが学び、高め合うまち	4 安心して子育てができるまちづくり	9 特色ある教育の推進																																	
		5 次代を担う人材を育むまちづくり																																	
5 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち	5 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち	6 主体的に学び合うまちづくり																																	
		7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり																																	
		13 スポーツ活動の充実																																	
		14 防災体制の充実																																	
		15 消防・救急体制の充実																																	
		16 交通安全対策の推進																																	
		17 消費生活の安全の確保																																	
		18 地域安全活動の推進																																	
		19 土地の有効利用の促進																																	
		20 安定的な上下水道の運営																																	
6 活力と賑わいのある自立したまち	6 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	21 橋や道路整備の推進																																	
		22 安心して快適な住環境の推進																																	
		23 公共交通の確保																																	
		24 自然環境の保全																																	
		25 循環型社会の推進と地球温暖化対策																																	
		26 循環型社会の推進と地球温暖化対策																																	
7 市民とともにつくる持続可能なまち	7 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち	27 農業の活性化																																	
		28 森林の保全・活用																																	
		29 強みを活かした新産業の創出																																	
		30 雇用機会の充実と産業人材の育成																																	
		31 都市交流拠点と商業の活性化																																	
		32 地域資源を活かした観光の振興																																	
7 市民とともにつくる持続可能なまち	7 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち	33 特色を生かした地域振興の推進																																	
		34 広聴・広報の充実																																	
		35 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進																																	
		36 長期的展望に立った財政運営																																	
7 市民とともにつくる持続可能なまち	7 安全・安心で快適な生活と美しい自然がともにあるまち	37 移住定住の促進及び若者の結婚支援																																	
		38 協働・市民参画の推進																																	

マトリクス表の中身については今後、
施策内容と照らし、総務課と各課にて
調整を行いながら作成します。

マトリクス表の中身については今後、
施策内容と照らし、総務課と各課にて
調整を行いながら作成します。